



地域安全ニュース

安心と安全の街かかみがはら

各務原地区防犯協会連合会
電話(058)383-3396
各務原警察署
電話(058)383-0110

全国地域安全運動 みんなでつくろう安心の街



10月11日から20日までの10日間、犯罪や事故などのない安全で安心な地域社会を実現するため、全国地域安全運動が実施されます。この運動は、地域の皆さんと関係機関・団体や警察が連携するとともに、多くの防犯ボランティア団体の自主的な取り組みが必要となります。皆様のご理解ご協力をお願いします。

各務原警察署と各務原地区防犯協会連合会は

- ★二セ電話詐欺被害防止
- ★子供女性の犯罪被害防止
- ★空き巣・忍込み・自転車盗対策

を重点に、パトロール活動の強化や広報啓発活動を行います。



「ながら見守り」にご協力を！

日常生活や事業活動中に「防犯の視点」で地域の子どもたちに目を留めていただく「ながら見守り」活動にご協力をお願いします。また、不審者や不審車両を発見した場合は速やかに110番通報をお願いします。



- 買い物をしながら
- 散歩をしながら
- 配達をしながら
- 店番をしながら…など



新規パトロール隊の紹介

各務原市北部に位置する蘇原清住町は閑静な住宅団地ですが、最近では空家や高齢者の一人暮らしが急速に増えて様々な問題を抱えています。そこで、平成28年に江頭宏巳さんを中心に11人が集まり「安全で安心な生活環境を創り出す」ことを目的に、自治会でも行政でも手が届かないところを自分達で行おうと『清住町ふるさと創生会』を結成し、通学路、歩道や公園の不安全箇所の整備などの活動を始めました。

更に本年4月からは、地域の安全を守ろうと『防犯パトロール』活動を加え、定期的に町内のパトロールを行っています。パトロール中には、地域の人から「ありがとう」「ご苦労さま!」と声をかけられるようになり、地域の輪の広がりを感じています。



「標語」の入選

全国地域安全運動の標語を募集したところ、当署管内から14点の応募がありました。警察本部、岐阜県防犯協会による審査の結果、蘇原在住の浦羊次さんの作品が金賞に選ばれました。浦さんの作品はポスターや横断幕に掲載され、広く県内各地で掲示されます。

安全安心まちづくり《高校生・一般の部》

どこの子ども 優しく見守る 皆の目



警察ふれあいコーナー



9月1日各務原市民会館で「各務原市福祉フェスティバル2019」、9月15日岐阜かかみがはら航空宇宙博物館で「各務原まつり」が開催され、各務原警察署は「警察ふれあいコーナー」を開設し、警察グッズや二セ電話詐欺防止、交通事故防止のチラシ配布等の広報活動を行いました。



両日とも晴天に恵まれたため、多くの家族連れで賑わい、子どもたちは「手形コーナー」で手形を採ったり、「ミニ白バイ」「パトカー」に乗車するなどして警察官を体験しました。

詐欺の前兆電話や封書に注意!!

8月末までの各務原市内の二セ電話詐欺被害は5件発生、被害額約493万円で、昨年同時期に比べると8件、約2,100万円の減少、県下においては被害件数は15件減少していますが、被害額においては約1,400万円増加しています。

市内では、8月から9月にかけて、警察官や市役所職員を騙る二セ電話詐欺の前兆電話が多数かかり、キャッシュカードを騙し盗られ出金されるという被害が発生しました。

また、新たな架空請求詐欺の封書（民事訴訟通達書）が確認されていますので、送付されてきた場合は一人で判断せず、警察へ相談してください。

1～8月の二セ電話詐欺被害状況

	岐阜県下		各務原市内	
	件数	被害額（約）	件数	被害額（約）
オレオレ詐欺	20	1,590万円	1	200万円
架空請求詐欺	31	1億2,360万円	1	15万円
融資保証金詐欺	8	1,700万円	0	0
還付金詐欺	5	473万円	2	200万円
金融商品取引	1	500万円	0	0
ギャンブル	3	780万円	0	0
カード回収による出金	12	1,450万円	1	78万円
合計	80	1億8,853万円	5	493万円



民事訴訟最終通達書
訴訟管理番号(も)455

本通達は貴様に対し契約中、若しくは債権譲渡のあった企業、又は団体から契約不履行による訴訟が提出されたことを当該債権者たる貴様に通知し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日をもって貴様を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全範囲に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いのもと、親類会や有価証券及び、郵便や不動産の差し押さえが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報保護や守秘義務が発生しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡をお願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 令和元年 9月21日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口
03-5931-4702 受付時間(日、祝日は除く)
平日 9:00～20:00 / 土曜日 11:00～17:00
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

毎月20日は「地域安全の日」です。

